

平成 30 年 12 月 27 日
学 長 決 定

1. 目的

宮崎大学（以下「本学」という。）は、「世界を視野に 地域から始めよう」というスローガンのもと、教育、研究及び社会貢献を活動の三本柱として大学運営を行っている。

社会貢献活動のうち、研究成果を広く社会に還元するための産学官連携活動は、本学の重要な使命と位置付け、地域活性化を目指した社会貢献として積極的に推進している。

本ポリシーは、研究成果の公開を原則とする大学が、産学官連携における秘密情報管理体制を構築して地域及び社会の信頼に応えることにより、産学官連携活動を一層活性化させ、本学の付加価値の更なる向上を目指すことを目的とする。

2. 対象

(1) 本ポリシーが対象とする秘密情報とは、本学が産学官連携における秘密保持義務の対象とする情報のうち、個人情報以外の情報をいう。

(2) 本ポリシーが対象とする秘密情報の形態は、次に該当するものをいう。

1) 記録媒体に表示又は記録された秘密情報

2) 成果有体物に化体された秘密情報

(3) 本ポリシーが対象とする秘密情報の種類は、次に該当するものをいう。

1) 本学が独自で適正に保有する秘密情報のうち、産学官連携に資する秘密情報

2) 産学官連携に伴い、本学が秘密保持義務を負うことを前提に、産学官連携の相手方（以下「連携の相手方」という。）から提供された秘密情報

3) 産学官連携による成果に含まれ、連携の相手方が秘密管理を要請し、本学がそれに同意する秘密情報

(4) 本ポリシーが対象とする者は、次に該当するものをいう。

1) 産学官連携活動に携わる役員及び教職員（非常勤職員を含む。）

2) 本学との契約により産学官連携活動に携わる研究者

3) 産学官連携活動に参画する学部学生、大学院生及び本学の各種制度等に基づいて受入れを許可された研究生等（以下「学生等」という。）

3. 基本原則

(1) 本学独自で適正に保有する秘密情報は、研究成果の公表を原則とする大学の社会的役割に鑑み、このミッションと秘密管理とのバランスの下で管理する。ただし、高度な秘密情報については、より秘密管理に重点を置いた取扱いを行う。

(2) 連携の相手方と共有する秘密情報は、本学における秘密管理に起因して連携の相手方に不利益を生じさせないよう管理する。

(3) 秘密情報の管理は、濃淡を付けて行うこととし、その区分は、秘密情報の重要度に応じて「秘」(Confidential) と「厳秘」(Strict secret) の 2 区分を基本とし、特に重要な秘密情報に限

り、この2区分より上位の「機密」(Top secret) という区分を特別に設ける。

- (4) 秘密保持義務を伴う産学官連携活動に学生等を参画させる場合は、秘密保持義務により学生等に不利益が生じないように十分配慮する。
- (5) 本学は、産学官連携における秘密情報管理に係る教育(啓発を含む。)を重視し、それを実行する。

4. 管理規程

- (1) 産学官連携における秘密情報の管理方法等の必要事項を「宮崎大学産学官連携における秘密情報管理規程」に定め、適正な秘密情報管理を図る。
- (2) 産学官連携における秘密情報のうち、本学医学部附属病院で実施される治験及び製造販売後臨床試験に関する秘密情報管理は、「宮崎大学産学官連携における秘密情報管理規程」によらず、契約に基づき管理する。

5. 管理体制

- (1) 秘密情報管理を統括する秘密情報管理統括責任者を置き、副学長(研究企画担当)をもって充てる。
- (2) 秘密情報を直接管理する秘密情報管理責任者を置き、共同研究及び受託研究の研究代表者をもって充てる。

6. 法令の遵守

本学は、不正競争防止法(平成5年法律47号)及び関連する法令を遵守し、産学官連携活動の推進に努めるとともに秘密情報漏えいに係る紛争を未然に防止するものとする。

附 則

本ポリシーは、平成31年2月1日から実施する。